

攻めの農業実践緊急対策事業

神奈川県事業計画書

事業実施主体名: 神奈川県農業再生協議会

事業実施年度: 平成26年度

(別添様式) (別記様式第3号関係)

攻めの農業実践緊急対策事業 都道府県事業計画

神奈川

県農業再生協議会

策定： 26 年 8 月 1 日

変更： 26 年 10 月 9 日

目標年度：平成27年度（事業実施最終年度の翌年度）

第1 地域の農業生産に係る現状と課題

都市農業を推進する神奈川県において、担い手不足は大きな問題となっており、今後、水稻、茶などを中心に受委託組織が担う役割はさらに大きくなると考えられる。しかし、県内の受委託組織は、いずれも担い手の高齢化に加え、当初導入した機械の更新時期を迎えるなど、組織を維持継続していくことが困難な状況にある。
このため、担い手の確保はもとより、機械等の更新や効率的な組織運営や、水稻育苗に野菜苗生産等の新たな取り組みも加えた、作業体系の見直し等についても検討していく必要がある。

第2 攻めの農業実践に向けた基本的な取組方針

都市農業の持続的な発展を図るため、低コスト・高収益な産地体制への転換に向けた、機械利用体系の効率化や、集出荷施設や加工処理施設の再編合理化、設備の導入等を支援する。

第3 機械利用体系の効率化に向けた取組方針

既存の組織等が効率化または地域の活性化に寄与する取組について、機械利用体系の効率化による生産コスト低減のため、農業機械の新規導入等及び既存機械の利用による機械利用の効率化を支援する。

第4 高収益品目等の導入に向けた取組方針

中山間地域等における高収益作物への転換に必要な機械・設備の導入により、条件不利地等において収益が見込める作物への転換を図る。

第5 集出荷・加工処理体制の合理化に向けた取組方針

地域における中核的な組織または施設に対して、複数の既存施設を再編整備するものであり、機能を集約する施設を決定し、集出荷コスト又は加工コストの削減を図る。

第6 平成26年度事業計画総括表

基金造成額	210,597,000円
-------	--------------

過年度実施額	0
--------	---

今年度計画額

(単位：千円)

協議会名	取組に係る助成額 (④)					都道府県協議会事務費 (⑤)	計 (④+⑤)
	機械利用体系の効率化に係る取組	高収益品目等の導入に係る取組	うち、本取組のみの実施額	集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組	事務費		
都道府県協議会 (①)	(23,000) 39,000	(10,000) 21,000	0	(50,000) 70,000		(147) 208	(83,147) 130,208
地域協議会合計 (②)	17,000	0	0	-	10		17,010
湘南地域農業再生協議会	17,000	0	0	-	10		17,010
再編事業者合計 (③)	-	-	-	0			0
合計 (①+②+③)	(40,000) 56,000	(10,000) 21,000	0	(50,000) 70,000	10	(147) 208	(100,157) 147,218

注： 計画変更により修正を行う場合は見え消し又は二段書きなどにより修正箇所がわかるように記載してください。

第7 取組の明細

別紙のとおり

注1： 総括表については別紙1を、取組ごとの個票については別紙2を使用してください。

注2： 地域協議会段階で取組を行う場合、地域事業計画及びその添付書類(別紙1・別紙2)の写しも添付してください。

注3： 再編事業者が取組を行う場合、集出荷・加工処理合理化プランの写しも添付してください。

取組の明細（総括表）

神奈川

県農業再生協議会

第 1 取組の総括表

（単位：円）

整理番号	分類	内容	事業費	助成金	備考
1	1	機械利用体系の効率化に必要な機械のリース導入に対する支援	78,000,000	39,000,000	仕入れ控除消費税額を含む
2	1	機械利用体系の効率化に必要な機械の再利用に対する支援			
3	1	機械利用体系の効率化に必要な機械の廃棄に対する支援			
4	2	中山間地域等での高収益作物等導入に必要な機械のリース導入に対する支援	42,000,000	21,000,000	仕入れ控除消費税額を含む
5	2	中山間地域等での高収益作物等導入に必要な資材の購入に対する支援			
6	3	流通加工施設の再編合理化に必要な機器・設備のリース導入に対する支援	210,000,000	70,000,000	仕入れ控除消費税額を含む
7	3	流通加工施設の再編合理化に必要な機器・設備の廃棄に対する支援			
8	4	神奈川県農業再生協議会の取組に係る事務経費	208,000	208,000	該当なし
合計			330,208,000	130,208,000	

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3：「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第 2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

別添個票のとおり

注： 攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第6項に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」の決め方を記入してください。優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整した場合には、その方法について記入してください。

取組の明細（個票）

協議会名	神奈川県農業再生協議会	整理番号	1	分類	1
取組名称	機械利用体系の効率化に必要な機械のリース導入に対する支援				
当該取組に係る助成金額	機械利用体系の効率化に対する助成額39,000千円の内数 (うち仕入れ控除消費税額を含む)				
対象作物	効率化に取り組む作物				
対象者	農業者・農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、 その他農業者の組織する団体、農業サービス事業者				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	○作付体系の効率化に計画的に取り組む地域に対し、担い手への大型農業機械のリース導入（リース物件本体価格の1/2以内） ＊本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む） ＊購入選択権付リースは除く				
取組要件	①既存の組織等における取組であること ②効率化または地域の活性化に寄与する取組を行う5戸以上の農家が生産効率化プランを作成すること ③機械を利用した作業を中心的に実施する担い手を決定すること ④効率化を図る作業について、全て担い手（機械利用組合等）が実施する計画とすること ⑤生産効率化を図る品目の生産コストについて、地域平均と比較して少なくとも1割以上削減する目標を設定すること ⑥導入機械の規模が適正であること（「神奈川県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。）				
要件の確認方法	○機械の利用方法が確認できる書類（計画時に確認） 地域における生産効率化を実施する理由書（任意様式）、機械の利用計画、カタログ、（共同利用者名簿）、営農計画書の写しなど ○機械のリース等が確認できる書類 （計画時）機械の能力・機種・台数の選定理由書（任意様式）、参考見積書すべての写しなど （実績時）公募など入札関係資料（又は見積依頼書・見積書すべて）の写し、納入書・請求書など ○生産効率化が確認できる書類（実績時に確認） 機械を利用したほ場の図面、作業日誌、作業写真、（利用者・委託者との契約書・領収書の写し）など ○構成員名簿（定款、規約）の確認				
備考					

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3：「当該取組に係る助成金額」の（ ）書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

- 1 前提条件
担い手への機械作業の集約化等の取り組みであること。
- 2 優先順位は次のとおりとする。
 (1) 生産の効率化に資する取組を最優先とする。
 (2) 団体での取組を優先する。申請者がいずれも団体の場合、構成員に占める認定農業者数の多い団体を優先する。
- 3 2の条件が全て同じ場合は、助成総額を交付申請者数で除した助成額とする。
- 4 その他承認にあたっては、幹事会にて調整し決定する。

取組の明細（個票）

協議会名	神奈川県農業再生協議会	整理番号	2	分類	1			
取組名称	機械利用体系の効率化に必要な機械の再利用に対する支援							
当該取組に係る助成金額	機械利用体系の効率化に対する助成額39,000千円の内数 (うち仕入れ控除消費税額を含む)							
対象作物	効率化に取り組む作物							
対象者	農業者・農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、 その他農業者の組織する団体、農業サービス事業者							
助成上限額	本体標準小売価格の1/2	助成率	補改修価格(税抜き)の1/2以内					
取組内容	○作付体系の効率化に計画的に取り組む地域に対し、非担い手が所有する機械等を担い手が再利用するための補改修に要する経費（補改修価格の1/2以内） * 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）							
取組要件	①既存の組織等における取組であること ②効率化または地域の活性化に寄与する取組を行う5戸以上の農家が生産効率化プランを作成すること ③機械を利用した作業を中心的に実施する担い手を決定すること ④効率化を図る作業について、全て担い手（機械利用組合等）が実施する計画とすること ⑤生産効率化を図る品目の生産コストについて、地域平均と比較して少なくとも1割以上削減する目標を設定すること							
要件の確認方法	○機械の利用方法が確認できる書類（計画時に確認） 地域における生産効率化を実施する理由書（任意様式）、機械の利用計画、カタログ、（共同利用者名簿）、営農計画書の写しなど ○機械の再利用等が確認できる書類 （計画時）機械の能力・機種・台数の選定理由書（任意様式）、機械譲渡証明書、参考見積書すべての写しなど （実績時）公募など入札関係資料（又は見積依頼書・見積書すべて）の写し、納入書・請求書など ○生産効率化が確認できる書類（実績時に確認） 機械を利用したほ場の図面、作業日誌、作業写真、（利用者・委託者との契約書・領収書の写し）など ○構成員名簿（定款、規約）の確認							
備考								

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金額」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

- 1 前提条件
担い手への機械作業の集約化等の取り組みであること。
- 2 優先順位は次のとおりとする。
(1) 生産の効率化に資する取組を最優先とする。
(2) 団体での取組を優先する。申請者がいずれも団体の場合、構成員に占める認定農業者数の多い団体を優先する。
- 3 2の条件が全て同じ場合は、助成総額を交付申請者数で除した助成額とする。
- 4 その他承認にあたっては、幹事会にて調整し決定する。

取組の明細（個票）

協議会名	神奈川県農業再生協議会	整理番号	3	分類	1
取組名称	機械利用体系の効率化に必要な機械の廃棄に対する支援				
当該取組に係る助成金額	機械利用体系の効率化に対する助成額39,000千円の内数 (うち仕入れ控除消費税額を含む)				
対象作物	効率化に取り組む作物				
対象者	農業者・農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、 その他農業者の組織する団体、農業サービス事業体				
助成上限額	1台2万円	助成率	定額		
取組内容	○作付体系の効率化に計画的に取り組む地域に対し、担い手への機械作業の集約により不要となる非担い手が所有する機械の廃棄※に要する経費（2万円以内/台） ※本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）				
取組要件	①既存の組織等における取組であること ②効率化または地域の活性化に寄与する取組を行う5戸以上の農家が生産効率化プランを作成すること ③機械を利用した作業を中心的に実施する担い手を決定すること ④効率化を図る作業について、全て担い手（機械利用組合等）が実施する計画とすること ⑤生産効率化を図る品目の生産コストについて、地域平均と比較して少なくとも1割以上削減する目標を設定すること				
要件の確認方法	○機械の利用方法が確認できる書類（計画時に確認） 地域における生産効率化を実施する理由書（任意様式）、機械の利用計画、カタログ、（共同利用者名簿）、営農計画書の写しなど ○機械の廃棄等が確認できる書類 （計画時）機械の能力・機種・台数の選定理由書（任意様式）、廃棄処理依頼書、参考見積書すべての写しなど （実績時）公募など入札関係資料（又は見積依頼書・見積書すべて）の写し、発注書・請求書など ○生産効率化が確認できる書類（実績時に確認） 機械を利用したほ場の図面、作業日誌、作業写真、（利用者・委託者との契約書・領収書の写し）など ○構成員名簿（定款、規約）の確認				
備考	※廃棄とは中古農業機械として評価が無いと査定されたもので、廃棄に係る処分手数料と部品や鉄としての販売収入の差額に対して助成				

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3：「当該取組に係る助成金額」の（ ）書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

1 前提条件

担い手への機械作業の集約化等の取り組みであること。

2 優先順位は次のとおりとする。

(1) 生産の効率化に資する取組を最優先とする。

(2) 団体での取組を優先する。申請者がいずれも団体の場合、構成員に占める認定農業者数の多い団体を優先する。

3 2の条件が全て同じ場合は、助成総額を交付申請者数で除した助成額とする。

4 その他承認にあたっては、幹事会にて調整し決定する。

取組の明細（個票）

協議会名	神奈川県農業再生協議会	整理番号	4	分類	2
取組名称	中山間地域等での高収益作物等導入に必要な機械のリース導入に対する支援				
当該取組に係る助成金額	高収益作物等の導入に対する助成額21,000千円の内数 (うち仕入れ控除消費税額を含む)				
対象作物	高収益作物				
対象者	農業者・農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農業者の組織する団体、農業サービス事業体				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	○高収益作物導入のための、農業機械のリース導入(リース物件本体価格の1/2以内) ＊本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む) ＊購入選択権付リースは除く				
取組要件	① 条件不利地域(特定農山村法、山村振興法の法指定地域及び知事特任地域)においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加、または取組面積が1ha以上となること。 ② ①以外の地域においては、作付体系の効率化への支援に係る生産効率化プランを作成し、認定を受けること。この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。 ③ 導入機械の規模が適正であること(「神奈川県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。)				
要件の確認方法	○機械の利用方法が確認できる書類(計画時に確認) 地域における高収益作物栽培を実施する理由書(任意様式)、機械の利用計画、カタログ、(共同利用者名簿)、営農計画書の写しなど ○機械のリース等が確認できる書類 (計画時)機械の能力・機種・台数の選定理由書(任意様式)、参考見積書すべての写しなど (実績時)公募など入札関係資料(又は見積依頼書・見積書すべて)の写し、納入書・請求書など ○高収益作物の導入が確認できる書類(実績時に確認) 機械を利用したほ場の図面、作業日誌、作業写真、(利用者・委託者との契約書・領収書の写し)など ○構成員名簿(定款、規約)の確認				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金額」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

1 前提条件 園芸作物等の高収益作物の新規導入であること。 2 優先順位は次のとおりとする。 (1) 地域一帯となった取組を最優先とする。 (2) 団体での取組を優先する。申請者がいずれも団体の場合、構成員に占める認定農業者数の多い団体を優先する。 3 2の条件が全て同じ場合は、助成総額を交付申請者数で除した助成額とする。 4 その他承認にあたっては、幹事会にて調整し決定する。
--

取組の明細（個票）

協議会名	神奈川県農業再生協議会	整理番号	5	分類	2
取組名称	中山間地域等での高収益作物等導入に必要な資材の購入に対する支援				
当該取組に係る助成金額	高収益品目等の導入に対する助成額21,000千円の内数 (うち仕入れ控除消費税額を含む)				
対象作物	高収益作物				
対象者	農業者・農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、 その他農業者の組織する団体、農業サービス事業体				
助成上限額	—	助成率	定額		
取組内容	○高収益作物導入のための、簡易な栽培環境の整備に必要な資材費(パイプハウスのパイプや、永年性作物の苗木等) (定額) * 肥料、農薬等、毎年度必要となる資材は対象外				
取組要件	① 条件不利地域（特定農山村法、山村振興法の法指定地域及び知事特任地域）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加、または取組面積が1ha以上となること。 ② ①以外の地域においては、作付体系の効率化への支援に係る生産効率化プランを作成し、認定を受けること。この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。				
要件の確認方法	○資材の利用方法が確認できる書類（計画時に確認） 地域における高収益作物栽培を実施する理由書（任意様式）、資材の利用計画、カタログ、（共同利用者名簿）、営農計画書の写しなど ○資材の購入等が確認できる書類 （計画時）資材の種類、数量等の選定理由書（任意様式）、参考見積書すべての写しなど （実績時）公募など入札関係資料（又は見積依頼書・見積書すべて）の写し、納入書・請求書など ○高収益作物の導入が確認できる書類（実績時に確認） 資材を利用したほ場の図面、作業日誌、作業写真、（利用者・委託者との契約書・領収書の写し）など ○構成員名簿（定款、規約）の確認				
備考					

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3：「当該取組に係る助成金額」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

1 前提条件

園芸作物等の高収益作物の新規導入であること。

2 優先順位は次のとおりとする。

(1) 地域一帯となった取組を最優先とする。

(2) 団体での取組を優先する。申請者がいずれも団体の場合、構成員に占める認定農業者数の多い団体を優先する。

3 2の条件が全て同じ場合は、助成総額を交付申請者数で除した助成額とする。

4 その他承認にあたっては、幹事会にて調整し決定する。

取組の明細（個票）

再編事業者名	農業協同組合等（実施要領第2の2に規定される再編事業者）	整理番号	6	分類	3
取組名称	流通加工施設の再編合理化に必要な機器・設備のリース導入に対する支援				
当該取組に係る助成金額	流通加工施設の再編合理化に対する助成額70,000千円の内数（うち仕入れ控除消費税額を含む）				
対象作物	流通加工施設の再編合理化へ取り組む作物				
対象者	農業協同組合等（実施要領第2の2に規定される再編事業者）				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	施設を集約するための機器・設備リース導入（集約する施設の機能強化、及び機能集約に伴う既存施設の用途変更に必要なもの）（リース物件本体価格の1/2以内） ＊本体価格が50万円以上のものに限る ＊リース導入については、購入選択権付リースは除く				
備考	【取組要件】 ①複数の既存施設を再編整備するものであり、機能を集約する施設を決定すること ②集出荷・加工処理合理化プランを作成すること ③機能を集約させる施設の受益者が農業者5戸以上であること ④対象品目の取扱数量に対し、機能を集約させる施設の利用率が8割以上であること ⑤機能を集約させる施設における集出荷コスト又は加工コストについて、現状値と比べ少なくとも1割削減すること 【要件の確認方法】 ○機器・設備の利用方法が確認できる書類（計画時に確認） 集出荷・加工処理の合理化を実施する理由書（任意様式）、機械の利用計画、カタログ、（共同利用者名簿）、営農計画書の写しなど ○機器・設備のリース等が確認できる書類 （計画時）機械の能力・機種・台数の選定理由書（任意様式）、参考見積書すべての写しなど （実績時）公募など入札関係資料（又は見積依頼書・見積書すべて）の写し、納入書・請求書など ○機器・設備の導入が確認できる書類（現場検査時の写真等） ○構成員名簿（定款、規約）の確認 【計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等に係る調整】 1 前提条件 複数の施設を再編整備して、原則として1つに集約化する取組であること。 2 優先順位は次のとおりとする。 （1）機能集約化に資する取組を最優先とする。 （2）団体での取組を優先する。申請者がいずれも団体の場合、構成員に占める認定農業者数の多い団体を優先する。 3 2の条件が全て同じ場合は、助成総額を交付申請者数で除した助成額とする。 4 その他承認にあたっては、幹事会にて調整し決定する。				

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の番号を記入してください。

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

注3：「当該取組に係る助成金額」の（ ）書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

取組の明細（個票）

再編事業者名	農業協同組合等（実施要領第2の2に規定される再編事業者）		整理番号	7	分類	3
取組名称	流通加工施設の再編合理化に必要な機器・設備の廃棄に対する支援					
当該取組に係る助成金額	流通加工施設の再編合理化に対する助成額70,000千円の内数（うち仕入れ控除消費税額を含む）					
対象作物	流通加工施設の再編合理化へ取り組む作物					
対象者	農業協同組合等（実施要領第2の2に規定される再編事業者）					
助成上限額	廃棄費用の1/3		助成率	廃棄費用の1/3以内		
取組内容	流通加工施設の機能集約に伴う既存機器・設備の廃棄に要する経費（廃棄費の1/3以内） * 本体価格が50万円以上のものに限る * 耐用年数を超過したもの					
備考	【取組要件】 ①複数の既存施設を再編整備するものであり、機能を集約する施設を決定すること ②集出荷・加工処理合理化プランを作成すること ③機能を集約させる施設の受益者が農業者5戸以上であること ④対象品目の取扱数量に対し、機能を集約させる施設の利用率が8割以上であること ⑤機能を集約させる施設における集出荷コスト又は加工コストについて、現状値と比べ少なくとも1割削減すること 【要件の確認方法】 ○機器・設備の利用方法が確認できる書類（計画時に確認） 集出荷・加工処理の合理化を実施する理由書（任意様式）、機械の利用計画、カタログ、（共同利用者名簿）、営農計画書の写しなど ○機器・設備の廃棄等が確認できる書類 （計画時）機械の能力・機種・台数の選定理由書（任意様式）、廃棄処理依頼書、参考見積書すべての写しなど （実績時）公募など入札関係資料（又は見積依頼書・見積書すべて）の写し、発注書・請求書、現場検査時の写真など ○構成員名簿（定款、規約）の確認 【計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等に係る調整】 1 前提条件 複数の施設を再編整備して、原則として1つに集約化する取組であること。 2 優先順位は次のとおりとする。 （1）機能集約化に資する取組を最優先とする。 （2）団体での取組を優先する。申請者がいずれも団体の場合、構成員に占める認定農業者数の多い団体を優先する。 3 2の条件が全て同じ場合は、助成総額を交付申請者数で除した助成額とする。 4 その他承認にあたっては、幹事会にて調整し決定する。					

注1：「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2：「分類」欄には、以下の番号を記入してください。

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

注3：「当該取組に係る助成金額」の（ ）書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

取組の明細（個票）

協議会名	神奈川県農業再生協議会	整理番号	8	分類	4
取組名称	神奈川県農業再生協議会の取組に係る事務経費				
当該取組に係る助成金額	208千円 (うち仕入れに係る消費税等相当額 該当なし)				
対象作物					
対象者	神奈川県農業再生協議会が自ら行うもの				
助成上限額	208千円	助成率	定額		
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業の神奈川県農業再生協議会の取組に必要な事務を行う。 ①事業の推進・指導 ②業務方法書等に定められた書類作成 ③申請内容の確認 ④助成金の支払い ⑤その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	実施要領別表の範囲				
要件の確認方法	○経費の必要性、価格等の妥当性 ○履行の確認 【確認書類】 発注等に係る内部決裁の書類、納品書、請求書、領収書など				
備考					

注1: 「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

注2: 「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

注3: 「当該取組に係る助成金欄」の()書きについては、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入すること。

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

--